

特集

# #意思表示

政治は人を動かします。経済を動かします。昨今も政治経済をめぐり世界各地で暴動が起きているように。

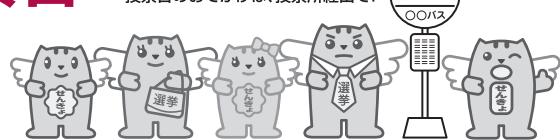
しかし、選挙は暴動を起こすことなく、権利を使い、自分の意思を表現できます。これは長い歴史の中で、国民に与えられた権利です。

四月には、第二〇回統一地方選挙があり、上旬に岐阜県議会議員選挙、下旬に町長選挙と町議会議員選挙が行われます。選挙への理解を深めよう。

## 第20回 統一地方選挙投票日

- ◆岐阜県議会議員選挙 4月9日(日)
- ◆町長・町議会議員選挙 4月23日(日)

投票日のおでかけは、投票所経由で!



## ■選挙とは

代表を選び、意見を反映させるためのものです。私たち一人ひとりが選挙に関心を寄せることで、選挙はより身近なものになります。日本は国民が主権を持つ民主主義国家です。その中で、選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができるもの最も重要な基盤的な機会です。

大事な投票、忘れずに!



## ■選挙の投票制度

選挙には当日選挙に行けない方のため、次の三つの制度があります。

### ①期日前投票

選挙の当日、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票所に行けない場合に、選挙期日前に投票する仕組みです。

### 【会場】

坂祝町役場三階 会議室

### ②不在者投票

出張や入院等で投票に行けない場合に、選挙の場所や入院先の病院、高齢者入居施設等で投票ができます。

これ以外にも、選挙期間中に成人する場合も不在者投票で投票ができます。

**要手続**・不在者投票の投票用紙等の請求書件宣誓書の請求

※手続きはお早めに。

### ③郵便投票制度

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、一定の条件を満たす方又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

**要手続**・郵便等投票証明書の交付申請※事前に手続きが必要です。

※特例法で、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方のうち、一定の要件を満たす方は特例郵便等投票制度が使えます。

## 学校教育の現場から

中学校では、社会科の公民や、歴史の授業で選挙を取り扱っています。中学三年生は三年後に投票できる年齢になり、現在の中学生のうち八割は投票に行きたいと答えています。かつて“直接国税を十五円以上納める満二十五歳以上の男子”という人口の一%にしか与えられていなかった選挙権が、今は満十八歳になれば誰でも投票できます。そこで、中学校の教育現場を取材しました。

## よりよい生活とは何かを “考えるきっかけ”に

授業では、選挙は民主主義に基づいた制度であり、結果は多数決の原理で決定されているということを学んでいます。

「投票前に候補者や政党の政権公約を見て、自分が思うよりよい生活とは何か、自分たちの生活にどのようにつながっていくかを考えることこそが国民主権の姿なのではないかを考えます。今回の選挙で、投票前に自分たちの理想とする生活について考えてみるとかけになれば」と松川先生は話していました。

## 選挙は身近 学校教育の取り組み

### ■模擬選挙

学校では、前回の衆議院議員選挙の際に、タブレットを使い、各候補者や政党の政権公約を見て、

模擬選挙を行い、実際の選挙の結果と比較しました。

### ■生徒会選挙

中学校では毎年前期と後期の二回、生徒会執行部の選挙が行われます。候補者は公約を掲げ、立会演説会を行います。

松川先生は、候補者にも投票者にも責任があると語ります。当選した候補者には「公約を果たす責任」、投票者には「選んだ責任」があり、生徒会がよりよい学校生活を実現するため「活動」し、「活動に協力する」ことが大切です。



坂祝中学校 社会科  
松川 直生 先生

# あなたにとつて選挙とは？

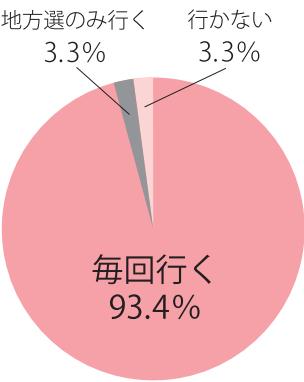
先日のアンケートに回答いただいた町民2名にインタビューしました。この2名から、選挙に関心を寄せるようになつたきっかけやその想いについて聞いてみました。

## ■ アンケート結果

2月1日から15日の間にアンケートを実施したところ、町内外から30件の回答がありました。アンケートの結果は次のとおりです。

### 年齢別の比率

19歳以下	…	7%
20歳～29歳	…	10%
30歳～39歳	…	17%
40歳～49歳	…	17%
50歳～59歳	…	17%
60歳～69歳	…	23%
70歳以上	…	3%



選挙に行きますか。  
約93%の方は、毎回投票に行くと回答がありました。

選挙で投票する基準を質問したところ、公約の内容に期待できることか、未来を見据えた政策になつてきているかなどが挙げられました。

## 「次世代のために今、自分の世代ができることうやらないといけない」

黒岩(30代)

私が選挙について関心を寄せるようになったきっかけは、新型コロナウイルス感染症です。ステイホーム中に、Twitterでトレンドに入っていた国会中継を見ました。そこでは感染対策に関する質疑などが行われ、国会での決定が自分たちの生活に直結することを初めて意識しました。

それまでは、選挙には「一応行く」という程度の意識でした。候補者や政党の違いなど、ほとんど関心ありませんでした。国会中継を見て、前回自分が投票した人はどんな質疑や答弁をするのか知りたくなつても、誰に投票したのか覚えていませんでした。自分たちの暮らしはどうなるのか心配なのに、それを託したはずの議員さんのことを探らなければ驚きました。

それからは、政治に関するニュースを見るようになつたり、国会中継を見たりするようになりました。また、選挙の前には各候補者がどんな政策を掲げているか見比べるようになりました。公約を読み比べるのはとても難しいし大変なので、「投票マッチング」も利用します。質問に答えていくと、自分の考えと近い候補者や政党を表示してくれるウェブ上のサービスです。自分で考えうえで投票すると、投票した人の活動も気になるし、次の選挙が楽しみになりました。

選挙について関心をもつことで、ニュースや政治のことを子どもに質問されたとき、答えられるようになりました。以前は難しいからと、はぐらかしたり言ふかしたりしていましたが、それでは年長者として恥ずかしいと思いました。分からぬこともありますが、少しずつでも知りたいと思います。

自分より年長の方が、「最近世の中がおかしい」と仰っているのを聞いたことがあります。自分の生まれる前と現在を比較することはできませんが、自分よりも若い世代の人たちは、今よりも暮らしやすい社会を手渡したいと思います。希望をもって大人になってもらいたいです。のために、まず大人である自分が選挙に関心をもち、投票と投票の間の期間もニュースや国会中継に注目していくと思います。

## ひょっとしたら変えられるかもしれないと思うことが大切

黒岩(40代)

日本は民主主義国家だから、選挙は大切だと思います。子供の頃に歴史や公民の授業で習ってからずっとそう思っています。絶対的な君主が独断で政治をするわけではなく、民主主義です。私たち町民・市民が「主」。町の主人が町を見捨てるることはできません。

若い人たちは自分たちの意見が聞いてもらえないないと感じているかもしれません。そして民主主義をあきらめないで。私も含めですが、投票で町や国が変わったと実感できることはほとんどありません。

小学校や中学校でも児童会選挙や生徒会選挙がありますが、そこで「投票しても何も変わらない」という刷り込みをされているのかもしれません。義務教育の段階で、自分たちの意見が自分たちの学校運営に反映されるという体験をしていれば、今のような残念な投票率にはならなかつたかもしれません。親の世代である私たちが、まずは民主主義をあきらめないこと、ひょっとしたら社会を変えられるかもしれない信じて行動することが大切だと思います。また、学校・教育にも期待します。絶対君主的な学校運営や町政があればそれを反省し、児童生徒や町民の意見を反映させて欲しいと思います。今は形だけだと感じることもあります。

候補者や政策は新聞やWEBサイト、SNSなど各種メディアで知ります。最近は政治家個人のSNSなどをフォローできるで軽になりました。年がら年中チェックしているわけではなくて、ふとしたときに、「あの人ならどう考えて動くだろう?」と検索してみます。賛成意見や反対意見もほぼ同時に見ることがでるので10年20年前に比べると民意は反映されやすくなつてきています。

## 選挙管理委員の話

### 意思表示により 自分の意見を示す

現在は、高齢者に焦点を当てた政策などが多いように感じますが、若年層が投票し、もつと政治に参加していくことで、それは変わっていくと思います。

■どの公約が自分の意見と近いかを考える。

「何も書きたくない」、「投票に来たけれど、投票したいと思えない」といなどが原因で無効票を投票してしまう場合として、投票に来たけれど、自分の期待する候補がないときが挙げられます。その時は、どの候補者が自分の考えに一番近いかを政権公約等を見て、投票してみましょう。せっかく来て投票するので、自分の意思を持つて投票しましょう。

選挙が終わってから、政治に関して意見を発信するのではなく、投票を通じて、候補者に自分の意見を見を発信すると良いと思います。当選者は、支持者のために動きます。たとえ、候補者が再選したとしても、若年層の支持があれば、

みんなで投票。みんなで参加。  
あなたの一票大切に



## 投票用紙の書き方 Q & A

記入のポイントは「分かりやすく、丁寧に、正しく」です。記入の仕方次

第では、せっかくの投票が無効になってしまいます。

### 投票用紙の書き方 Q & A

Q 字が汚くてもいいの？

A 第三者が見て、どの候補者に投票したか分かる程度であれば○。読めないほど崩れた字は×。

Q 名字だけ書いてもいいの？

A 同姓の候補者がいなければ○。同姓の候補者がいる場合、該当する候補者の得票数の割合に準じて、票が分けられます。

Q 「頑張れ！」など、候補者名以外の言葉を書いていいの？

A 候補者氏名以外の記載がある投票は無効です。投票用紙には自分が票を投じたい候補者名を書いてください。

せっかく投じた一票が予期せぬことで無効にならないよう、しっかりと確認してから投票箱に用紙を入れてください。



## 最後に

投票を終え、希望する方には、投票済証を配布しています。



### 編集後記

個人的な経験ですが、大学時代、中華民国にいたころ、中華民国總統選舉がありました。ちょうど、蔡英文氏第一期の選舉でした。ルームメイトが私に「テスト期間だけ、実家に帰つて投票に行つてくる。」と言いました。

当時の出来事により、台湾に住む人々のシビック・プライド（都市に対する市民の誇り）を大きく動かしました。私はそれを今も鮮明に覚えていました。彼女の瞳に「自分が行かない」と変わらない」という強い意志を感じました。

どうせ投票しても変わらないではない、投票しないから変わらない。

私はその時、同世代がこのように自分の生活について考えているのに、自分には全くその意識がないことに気づき、危機感を覚えました。

今一度、投票に行くことについて考えてみてほしいです。きっかけは日常の些細なことかもしれません。自分の意見が反映され、生活が変わっていくことを実感するかもしません。

# 町長・町議会議員選挙

日付	内容	備考
4月 5日(水)	立候補予定者説明会	次の表のとおり
17日(月)	選挙人名簿登録基準日・登録日	
18日(火)	選挙期日告示日 立候補届出受付	場所:役場3階 時間:午前8時30分～午後5時
19日(水)	期日前・不在者投票開始	場所:役場3階 日時:19日(水)～22日(土) 午前8時30分～午後8時
23日(日)	選挙期日(投票日) 開票	場所:各投票所 時間:午前7時～午後8時  場所:役場3階 時間:午後9時～ (参観席には限りがあります。)
24日(月)	当選証書付与式	時間:午前10時～

## 【立候補予定者説明会】

日時: 4月5日(水) 午後1時30分～午後3時(予定)

場所: 坂祝町役場 3階 会議室

対象: 立候補予定者又はその推薦届出者

内容: 立候補に関する各種届出書の記載上の諸注意や選挙運動について

※会場の都合により、出席者は一組あたり3人以内でお願いします。

## 【今後の選挙日程】(予定)

選挙区分	任期満了日
衆議院議員総選挙	令和7年10月30日
参議院議員通常選挙	
第25回通常選挙当選者	令和7年7月28日
第26回通常選挙当選者	令和10年7月25日
岐阜県知事選挙	令和7年2月5日

※ 解散などにより任期満了を待たずして選挙が実施される場合があります。

問い合わせ先:

坂祝町選挙管理委員会 ☎ 66-2401

